

新たな定款認証制度について

I. 新たな定款認証制度の概要

<1> 公証人法施行規則の改正

公証人法施行規則の一部が改正され、平成 30 年 11 月 30 日から、株式会社等の定款認証の方式が変更されます(変更内容については後述<3>をご覧ください)。

この改正は、法人の実質的支配者を把握すること等により、法人の透明性を高め、暴力団員及び国際テロリスト(以下「暴力団員等」という。)による法人の不正使用(マネーロンダリング、テロ資金供与等)を抑止することが国内外からも求められていることを踏まえての措置となります。

※実質的支配者の認定手順等、新しい定款認証制度の詳細は、「日本公証人連合会」のホームページをご覧ください。

<http://www.koshonin.gr.jp/news/nikkoren/20181130.html>

<2> 新たな定款認証制度の適用対象

新たな認証制度が適用される法人は、①株式会社、②一般社団法人、③一般財団法人の 3 種類です。これらの法人の原始定款については、「電子認証」による場合だけでなく、「書面による認証」の場合も、新たな認証制度が適用されます。

<3> 新たな定款認証制度の内容

1. 実質的支配者の申告書の提出及び申告内容の説明

(1) 申告書の提出

定款認証の嘱託人は、法人設立の時に実質的支配者となるべき者について、その氏名、住居、生年月日等と、その者が暴力団員等に該当するか否かを公証人に申告する必要があります。

(2) 申告内容の説明

申告された実質的支配者となるべき者が暴力団員等に該当し、又は該当する恐れがあると認められた場合には、嘱託人又は実質的支配者となるべき者は、申告内容等に関して公証人に必要な説明をする必要があります。

2. 定款認証の許否

(1) 認証されない場合

上記1. (2)による説明があっても、暴力団員等に該当する者が実質的支配者となる法人の設立行為に違法性があると認められる場合には、公証人による定款の認証は拒絶されます。上記1. (1)の申告や(2)の説明自体がない場合も同様です。

(2) 認証される場合

実質的支配者となるべき者が暴力団員等に該当しない場合には、公証人による定款の認証がなされますが、その認証文言は、従来のものに、「嘱託人は、「実質的支配者となるべき者である〇〇〇〇は暴力団員等に該当しない」旨申告した。」旨の文言が付加されます。

3. 電子認証による場合の変更点

新たな定款認証制度は、「電子認証」による場合と「書面による認証」の場合とで差異はありませんが、電子認証の場合は、オンラインでの嘱託画面も一部変更され、新たに実質的支配者となるべき者の氏名及び読み仮名のデータを入力をするようになりました(なお、嘱託人情報欄の嘱託者のよみ仮名のデータ入力欄も新たに追加されました。)

<4> 新たな定款認証制度の施行日

定款認証制度は、「電子認証」による場合、「書面による認証」による場合を問わず、①まず、定款案の点検を公証人に依頼する、②次に、定款案の審査・確定後、認証嘱託(電子定款の場合はオンライン申請)する、③最後に、公証役場に出向いて認証を受ける、という段階を経ますが、このうち②の認証嘱託が平成30年11月30日以降になる場合に、新たな定款認証制度が適用されます。

したがって、11月29日までに認証嘱託される場合は、認証が11月30日以降になる見込みであっても新制度の適用はなく、実質的支配者の申告は不要です。

なお、「電子認証」による場合、オンラインでの嘱託画面は、11月26日から新しい画面に切り替わります。しかし、11月29日までにオンライン申請される場合は、実質的支配者の欄の氏名及び読み仮名のデータは入力しないで申請してください(嘱託人情報欄の、嘱託者のよみ仮名については、11月26日から入力する必要がありますのでご注意ください。)

申請書作成・編集 - 申請用総合ソフト

ファイル(F) 編集(E) アクション(A) ヘルプ(H)

プレビュー表示 漢字検索 チェック 一時保存 再読込 完了 閉じる

申請書の情報

様式名 電磁的記録の認証の嘱託

件名 (必須) 電磁的記録の認証の嘱託(株式会社〇〇)

※件名は法務省には通知されません。利用者で管理しやすいよう自由に設定してください。

納付情報(※電子納付を行う際に必要となります)

氏名または法人団体名 (全角カナ24文字以内)

手続きについてを表示
日本公証人連合会からのお問い合わせ

電磁的記録の認証の嘱託

嘱託人情報

氏名 司法書士 甲野太郎

読み(カナ) コウノタロウ

変更箇所①

実質的支配者

読み(カナ)

支配一部 シハイチロウ

支配二部 シハイジロウ

支配三部 シハイサロウ

変更箇所②

公証人氏名

法務局名	公証役場名	公証人
東京法務局	新宿公証役場	〇〇〇〇

決定 決定

公証役場で文書を保存する

★変更箇所①について★

11月26日から入力して申請してください。

★変更箇所②について★

11月26日から11月29日までは入力しないで申請してください。

11月30日から入力して申請してください。

II. 新たな定款認証制度の流れ

ここでは、新たな定款認証制度の流れをご説明します。

(1) 第1段階～定款案の点検を公証人に依頼する

改正により、定款案の点検を公証人に依頼する際に、併せて実質的支配者となるべき者に関する申告書及び本人特定資料(自然人の場合は、運転免許証、旅券、個人番号カード、在留カード等の顔写真付きの公的証明書の写し等、法人の場合は全部事項証明書及び印鑑証明書の原本又は写し)を提出します。

提出方法は、次のいずれかになります。

- ①必要事項を入力し記名した申告書を PDF ファイルにして電子署名をし、本人特定資料をスキャナで取り込み PDF ファイルにして、一緒に公証人にメール送信する方法
- ②必要事項を入力した申告書を印刷して署名押印又は記名押印の上 PDF ファイルにし、本人特定資料をスキャナで取り込み PDF ファイルにして、一緒に公証人にメール送信する方法
- ③必要事項を入力した申告書を印刷して署名若しくは記名押印し、本人特定資料の原本又は写しと一緒に公証人にファックス、郵送、持参する方法



(2) 第2段階～定款案の審査・確定後、認証囑託(電子定款の場合はオンライン申請)する

従来どおり、書面又は電子による認証の囑託申請をします。



(3) 第3段階～公証役場に出向いて認証を受ける

従来どおり、公証役場に出向き、公証人の前で認証を受けます。

★ご注意★

これまで、定款案の点検を公証人に依頼する際(第1段階)に、認証のために公証役場に出向く日時の予約をするケースがあったようです。しかし、実質的支配者とされた者が暴力団員等に該当するか否かの審査に時間を要する場合がありますことから、11月30日以降に認証嘱託する場合は、当面の間、依頼時に認証日の予約ができない可能性があります。詳細は、該当の公証役場にお問い合わせください。

★補足★

成立した法人が金融機関等との間で預貯金契約等の取引をしようとするときは、金融機関等から、設立した法人の実質的支配者及びその暴力団員等非該当の申告を求められます。その際、嘱託人が希望すれば、定款認証時に提出した申告書を基に、申告受理証明書の発行を公証人から受けることができます。